

第 10 号議案 神戸国際港都建設計画防砂の施設の変更について

(六甲山系高橋川流域防砂の施設ほか 14 施設)

計 画 書

神戸国際港都建設計画防砂の施設の変更(神戸市決定)

都市計画防砂の施設中、六甲山系高橋川流域防砂の施設ほか 14 施設を次のように変更する。

名 称	位 置	備 考
六甲山系高橋川流域防砂の施設	神戸市東灘区本山町北畑字屋敷ヶ原、字金長山、字ザクガ原、字天皇前坂、字穴ヶ畑及び字五良太夫原、中野字チンノ山、字菅滑及び字生駒、森字本庄山、字梅谷、字西山、字東山、字新山及び字前板並びに森北町 6 丁目、森北町 7 丁目	面積： 約 89.7 ha
六甲山系天上川流域防砂の施設	神戸市東灘区本山町岡本字六甲山、字十文字山、字ミナシ塚、字新林、字扇山及び字天王山、本山町北畑字金長山及び字天皇前坂、本山町田辺字ザフクゲ原、字馬越、字松尾谷及び字サバ尾並びに岡本 6 丁目、本山北町 6 丁目	面積： 約 98.9 ha
六甲山系住吉川流域防砂の施設	神戸市東灘区本山町岡本字六甲山及び字十文字山、本山町田中字北小路及び字神楽岩、本山町野寄字上野山、西岡本 7 丁目、住吉台、住吉山手 9 丁目並びに渦森台 4 丁目、並びに灘区六甲山町字五介山及び字西谷山	面積： 約 125.3 ha
六甲山系石屋川流域防砂の施設	神戸市東灘区渦森台 3 丁目及び渦森台 4 丁目、並びに灘区高羽字瀧ノ奥及び字清水、六甲山町字西谷山及び字清水並びに桜ヶ丘町、鶴甲 2 丁目	面積： 約 99.5 ha
六甲山系都賀川流域防砂の施設	神戸市灘区上野字小屋場三ノ休原及び高尾山、畑原字ノタ山及び字長尾山、五毛字笹原、字池の谷、字笹山、及び字丸山、大石字長峰山、篠原字深谷山、小屋場山、隠小屋山、大月山、六甲山町字一ヶ谷並びに高羽字一ヶ谷及び字清水、鶴甲 5 丁目	面積： 約 108.0 ha
六甲山系観音寺川流域防砂の施設	神戸市灘区上野字下多、字観音寺山、高尾山及び小屋場三ノ休原並びに畑原字五鬼城山	面積： 約 32.6 ha
六甲山系西谷川流域防砂の施設	神戸市中央区葺合町字西谷、字ヒジリ谷、字キイキ及び字神仙寺山並びに神仙寺通 1 丁目	面積： 約 12.1 ha
六甲山系生田川流域防砂の施設	神戸市中央区神戸港地方字口壱里山、字堂徳山、字桜ヶ谷、字西ヶ瀧、字東ヶ瀧、字山ノ谷、字砂連山及び字吉根山、葺合町字教の尾、字寺ヶ谷、字馬止、字後笹原、字滝寺山、字東山並びに字西谷及び字ヒジリ谷	面積： 約 79.1 ha
六甲山系鯉川流域防砂の施設	神戸市中央区神戸港地方字口一里山、字堂徳山、字西山及び字砂連山	面積： 約 38.5 ha

六甲山系 宇治川流域 防砂の施設	神戸市中央区神戸港地方字口一里山及び字再度谷並びに再度筋町 神戸市兵庫区平野町字済渡及び字平野谷	面積： 約 26.8 ha
六甲山系 新湊川流域 防砂の施設	神戸市兵庫区烏原町字東谷，字梅谷，字金形，字深谷，字ヒヤ形，字向山及び字中山，平野町字上の山，字梅ヶ谷，字祇園山，字天王谷東服山，字天王谷奥東服山，字天王谷西服山，字岩かた及び字獺谷，里山町，天王町1丁目，天王町4丁目，千鳥町2丁目，千鳥町3丁目，千鳥町4丁目，氷室町1丁目，北山町，鶴越筋並びに清水町，北区山田町下谷上字中一里山，長田区雲雀ヶ丘1丁目，雲雀ヶ丘2丁目，雲雀ヶ丘3丁目，一里山町，長者町，林山町，池田宮町，池田惣町，宮丘町2丁目，高取山町及び高取山町1丁目，並びに須磨区妙法寺字池ノ尻及び字高取山	面積： 約 154.3 ha
六甲山系 妙法寺川流域 防砂の施設	神戸市長田区高取山町1丁目及び高取山町2丁目，並びに須磨区板宿字牧谷，字葉古疑原，字野嶽，字烏帽子谷，字垂於志谷及び字奥小屋ヶ谷，大手字稻荷尾，字大谷，字丸尾山及び字淵ヶ谷，東須磨字火ノ谷，妙法寺字アチ口，字兀山，字女夫岩，字念佛谷，字石仏谷及び字高取山，横尾4丁目，禅昌寺町1丁目，禅昌寺町2丁目，明神町3丁目，明神町4丁目，明神町5丁目，板宿町3丁目並びに大手町9丁目	面積： 約 155.0 ha
六甲山系 千森川流域 防砂の施設	神戸市須磨区高倉台2丁目及び5丁目、東須磨字青山、多井畑池ノ奥上並びに横尾4丁目	面積： 約 22.4 ha
六甲山系 堺川流域 防砂の施設	神戸市垂水区塩屋町3丁目、字梅木谷及び字南谷	面積： 約 21.9 ha
六甲山系 塩屋谷川流域 防砂の施設	神戸市垂水区塩屋町字梅木谷及び字南谷、塩屋台3丁目並びに下畑町字西砂山及び西関東林山	面積： 約 23.9 ha

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

本市では、阪神・淡路大震災の教訓をふまえて、六甲山系南側において防災機能を強化し、災害に強い都市づくりを進めるため、平成10年に防砂の施設を決定し、その後、平成16年に見直しを行ってきた。

このたび、区域区分の変更に伴い、市街化区域から市街化調整区域に編入する区域のうち、六甲山系南側の市街地に隣接する区域について、土砂災害の防止による安全な都市づくりを図るため、本案のとおり変更するものである。

(参考) 防砂の施設の変更前後対照表

名 称	面 積 (ha)			備 考
	変更前	変更後	増	
六甲山系高橋川流域 防 砂 の 施 設	約 89.5	約 <u>89.7</u>	約 0.2	・位置に 「 <u>東灘区森北町7丁目</u> 」を 追加
六甲山系天上川流域 防 砂 の 施 設	約 98.8	約 <u>98.9</u>	約 0.1	・位置に 「 <u>東灘区本山北町6丁目</u> 」を 追加
六甲山系住吉川流域 防 砂 の 施 設	約 125.1	約 <u>125.3</u>	約 0.2	
六甲山系石屋川流域 防 砂 の 施 設	約 99.2	約 <u>99.5</u>	約 0.3	・位置に 「 <u>灘区鶴甲2丁目</u> 」を 追加
六甲山系新湊川流域 防 砂 の 施 設	約 154.3	約 <u>154.3</u>	約 0.0	
六甲山系妙法寺川流域 防 砂 の 施 設	約 154.8	約 <u>155.0</u>	約 0.2	

下線部分は変更箇所